

## 甲賀市都市公園条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

都市公園施設について、施設の用途を廃止等するため、甲賀市都市公園条例の一部を改正しようとするものです。

併せて、「公共施設使用料の見直しに係る基本方針」に基づき使用料を改定するため、甲賀市都市公園条例の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

(1) 甲賀市水口スポーツの森のプール及び甲賀市信楽運動公園のターゲットバードゴルフを削ります。

【別表第2、別表第3及び別表第5関係】

(2) 使用料を「公共施設使用料の見直しに係る基本方針」に基づく料金設定に改め、市内及び市外の区分により規定することとします。また、営利による利用を通常の3倍、入場料を徴収する場合、更に入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として加算することとします。

【別表第5関係】

(3) この条例は、令和5年4月1日から施行することとします。また、改正後の使用料は、この条例の施行の日以後に納付される使用料から適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例によることとします。

【付則関係】